標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共済事務担当者印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （フリガナ）申出者氏名 |  | 申 出 者生年月日 | 昭和平成 | 　　年　　月　　日 |
|  |
| 所 属 所 名 |  | 組合員証記号番号 | 公立鹿 |
| 職　 名 |  |
| 産前産後休業承認期間 | 休業開始日 | 休業終了日（復職日の前日） |
| 令和　　年　　月　　日 | 　令和　　年　　月　　日 |
| 産前産後休業対象児 | （フリガナ）氏 名 |  | 性 別 | 男女 |
|  |
| 生年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 地方公務員等共済組合法第４３条第１４項の規定により，産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として，標準報酬を改定することの希望を申し出ます。公立学校共済組合鹿児島支部長　殿令和　　年　　月　　日住　所申出者氏　名　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 上記の記載事項は，事実と相違ないものと認めます。令和　　年　　月　　日職　名所属所長氏　名　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 備　考　　「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後３月間」とは，産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし，かつ，報酬支払の基礎となった日数が１７日未満である月がある場合，その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。 |

Ｒ3．4　〔整理番号56-5〕